

厚生労働省
和歌山労働局発表
平成 23 年 10 月 4 日

担 当	厚生労働省	
	和歌山労働局	総務部企画室
	室 長	田中 秀和
	室長補佐	木村 光均
	電 話	0 7 3 - 4 8 8 - 1 1 0 1
	F A X	0 7 3 - 4 7 5 - 0 1 1 2

平成 23 年台風 12 号による被害等への対応について
—和歌山労働局における取組状況—

和歌山労働局（局長 ^{かんだよしとみ} 神田義宝）では、平成 23 年台風 12 号の被害により企業の経済活動や雇用への影響が懸念されることから、雇用の安定や労働条件の確保、災害復旧工事における労働災害の防止等のための対策を以下のとおり取りまとめましたので発表します。

1 労働条件及び雇用の維持・確保対策

（1）特別相談窓口の設置

災害救助法の適用を受けた地域を管轄する労働基準監督署 3 署（御坊、田辺、新宮）及びハローワーク 4 所（新宮、田辺、御坊、串本）に特別相談窓口を設置し、台風被害に関連する賃金不払や解雇・雇止め等の労働条件に関する相談及び雇用維持、雇用保険、職業相談等の雇用に関する相談等に対応する（9 月 8 日設置）。

（2）雇用の維持・確保

台風被害により一時的に離職を余儀なくされ、再雇用されることが予定されている労働者に対し、雇用保険失業給付の支給を行う、雇用保険失業給付の特別措置（別添資料 1 参照）について、広報を実施し、活用について勧奨を行う。

また、台風被害にともなう「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者の雇用を維持するために休業等を実施した場合、雇用調整助成金等（別添資料 2 参照）を活用することにより、労働者の雇用の維持を図るよう勧奨する。

（3）離職者の再就職支援

台風の影響により離職した者に対し、雇用保険失業給付の特別措置についての説明等、離職者の状況に応じたよりきめ細かい職業相談・就職支援を実施する。

（4）新規高卒者への就職支援

新規高卒者等を対象とした求人募集の中止・募集人員の減少及び内定後

の取消等を防止するため、和歌山県及び和歌山県教育委員会等関係機関と連携して迅速かつ的確に情報把握に努めるとともに、事業所に対して、各種助成金制度の活用などフォローアップを図る。

また、各高等学校と連携して、求人募集の中止事案及び9月16日以降における採用選考の繰り下げ事案の状況を把握するとともに、事業主等への指導等を行う。

(5) 経済団体への要請

台風による被害を受けた地域において、有期労働者及びパート労働者等の解雇や雇止め、新規学卒者の内定取消し等が懸念されることから、法定労働条件の確保及び雇用の安定、雇用調整助成金等の活用による労働者の雇用の維持・確保について、経済団体に対して要請を行う（9月27日実施）。

(6) 解雇・雇止めや賃金不払等への対応

台風被害に関連する賃金不払や解雇・雇止め等の相談に的確に対応するとともに、労働条件に問題がみられる場合には、労働基準監督署による監督指導及び啓発指導を実施する。

賃金不払等の労働基準関係法令違反について労働者より救済を求める申告がなされた場合、優先的に監督指導を実施する。

(7) 未払賃金の立替払

台風被害による企業倒産の専用リーフレットによる未払賃金立替払制度（別添資料3参照）の周知啓発を実施する。なお、未払賃金立替払制度による救済が必要となる事案を把握した場合は、優先的かつ迅速な事務処理を実施する。

2 災害復旧工事における労働災害の防止

(1) 労働災害防止の要請

建設関係団体及び災害復旧工事を発注する国、県等の発注機関に対し、施工業者への災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について要請を行う（9月5日実施）。

(2) 公共工事発注機関労働災害防止連絡会議の開催

災害復旧工事の発注を行う国及び和歌山県担当部局を招集して、公共工事発注機関労働災害防止連絡会議を開催し、労働災害防止対策の徹底について要請をするとともに、情報交換・連携について協議を行う（9月22日実施）。

(3) 災害防止協議会の設置

今後、管内の被害が大きかった労働基準監督署に発注機関と施工業者とで構成する災害防止協議会を設置し、復旧工事における労働災害防止対策の取組を促進する（予定）。

(4) 集団指導の実施

災害復旧工事が本格化する前に施工業者等を対象とした労働災害防止に関する集団指導を実施し、現場における労働災害防止措置の徹底を図る

(予定)。

(5) 監督指導及び安全パトロールの実施

災害復旧工事現場に対する労働災害防止のための集中的な監督指導を実施する。

局及び労働基準監督署合同による一斉監督指導を実施する(予定)。

発注機関が実施する工事現場に対する安全パトロールに協力する(予定)。

3 その他

(1) 適宜、台風12号による被害及び雇用動向等の県内企業情報の的確な把握に努め、迅速な対応を行う。

(2) 県、関係自治体及び関係機関等との連携を図り、各種支援策等を実施する。

(3) 住居喪失者に対し雇用促進住宅への入居の取り次ぎを行う。

(4) 被災企業に係る労働保険料等の納付猶予制度の適正な運用を行う。

台風 12 号被害への対応

平成 23 年 10 月
和歌山労働局

被害状況	(1) 人的被害	死者：50 人、行方不明者：5 人、負傷者：6 人	*避難者：51 人（4 箇所）	＜県・県警調べ：9 月 30 日現在＞
	(2) 物的被害	全壊：185 戸、半壊：102 戸、一部破損：165 戸、床上浸水：4571 戸、床下浸水：3194 戸、浸水被害：1324 戸		
	(3) その他	ア 鉄道被害：4 箇所（JR 西日本紀勢本線・那智川の橋梁、橋脚の一部が倒壊、流失等）		
		イ 道路被害：131 箇所（崩土：43、路肩欠損：50、その他（橋梁損壊、法面崩壊等）：38）		
		ウ 河川被害：927 箇所（護岸欠損等）		
	*災害救助適用地域の適用事業場数：1748 事業場（新宮市 918、那智勝浦町 366、日高川町 303、田辺市本宮町他 161）＜労働局調べ＞			

課 題 ○被災地である紀中、紀南地域の企業の経済活動や雇用に大きな影響が懸念され、労働者等の労働条件の確保及び雇用・生活安定の確保を図ることが必要
○数多くの災害復旧工事が行われることにより労働災害の発生が懸念され、労働災害の防止の徹底を図ることが必要

【労働条件及び雇用の維持・確保】

- 1 労働条件の確保
 - ・ 監督署に特別相談窓口を設置（9/8）
解雇、雇止め等の相談対応
 - ・ 未払賃金立替払制度の周知
 - ・ 監督指導、労働契約法の啓発指導の実施
- 2 雇用の維持・確保
 - ・ 安定所に特別相談窓口を設置（9/8）
雇用維持・確保支援策等の相談対応
 - ・ 雇用保険失業給付の特別措置及び雇用調整助成金の活用
 - ・ 経済団体等あて雇用維持等について要請（9/27）
- 3 離職者の再就職支援
 - ・ 離職者の状況に応じた再就職支援の実施
- 4 新規高卒者の就職支援
 - ・ 求人取消、内定取消等を防止するための指導援助の実施
 - ・ 学校等と連携した求人事業所へのフォローアップの実施
 - ・ 関係機関と連携したきめ細やかな就職支援の実施

【復旧工事における労働災害の防止】

- 1 労働災害防止の要請
 - ・ 建設関係団体あて労働災害防止対策の徹底について緊急要請（9/5）
 - ・ 国、県等の工事発注機関あて労働災害防止対策の徹底について緊急要請（9/5）
- 2 発注機関連絡会議の開催
 - ・ 災害復旧工事における労働災害防止対策について協議（9/22）
- 3 災害防止協議会の設置
 - ・ 地域毎に発注機関と施工業者等で構成する災害防止協議会を設置（予定）
- 4 集団指導の実施
 - ・ 施工業者に対する集団指導の実施（予定）
- 5 監督指導、安全パトロールの実施
 - ・ 集中的な監督指導の実施
 - ・ 局署合同一斉監督指導の実施（予定）
 - ・ 発注機関が行う安全パトロールへの協力（予定）

【その他】

- 1 的確な情報の把握
 - ・ 台風被害及び雇用動向等の企業情報の的確な把握
- 2 関係機関との連携
 - ・ 県、関係市町村及び関係機関等との連携による各種支援策等の実施
- 3 その他
 - ・ 住居喪失者に対する雇用促進住宅への入居の取次ぎ
 - ・ 被災企業に係る労働保険料等の納付猶予制度の適正な運用

災害時における雇用保険失業給付の特別措置について

平成23年9月2日、台風12号による被害の影響に係る災害救助法適用に伴い、和歌山労働局では、雇用保険の失業給付の支給に関して、以下の特別措置等を設けました。

**【ハローワークへ来所できない求職者の方々のための
失業の認定日の取扱いについて】**

雇用保険失業給付を受給している方が、台風の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出下さい。

【災害救助法適用時における支援策について】

○災害時における求職者給付の支給に関する特別措置

1 概要

この特別措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特別措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険失業者給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける田辺市、新宮市、日高川町、那智勝浦町、古座川町（注①）に所在する事業所に雇用される方（注②）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注③）することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

（注①：現在、災害救助法の適用をうけた市町は、田辺市、新宮市、日高川町、那智勝浦町、古座川町です。）

（注②：雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。）

（注③：災害により直接被害を受け休業した場合は対象となります。）

3 制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

問い合わせ先

この制度内容、手続きなど詳しいことは、お近くのハローワークまたは和歌山労働局職業安定課にお問合せ下さい。

和歌山労働局職業安定課

TEL 073-488-1160

労働者の雇用の維持に 雇用調整助成金を活用してください！

台風被害の影響(※1、2)により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇いを維持するために休業等を実施した場合、休業手当等の負担相当額の2/3(中小企業の場合は4/5)が助成されます(※3)。

※1 事業所の倒壊や生産設備の損壊等台風災害の直接的な影響によるもの、避難勧告や待避指示など法令上の制限を理由とするものは助成対象となりません。

※2 交通手段の途絶により従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客がない場合や、事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能な場合などに助成対象となります。

※3 1人1日当たり7,890円が上限です。

【支給要件】

- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 生産量又は売上高などの事業活動を示す指標の最近3ヶ月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べ5%以上減少していること

※問い合わせ先 和歌山労働局職業対策課雇用開発係
電 話 073-488-1161

平成23年台風12号による被災者の皆様へ

未払賃金の立替払制度のご案内

お勤めになっていた企業（中小企業に限ります。（※1））が、台風によって被害を受けたことなどにより、倒産状態にいたった場合に、国が企業に代わって、未払賃金額の一部を立替払する制度（※2）が利用できます。

※1 法律上の倒産手続を取っている場合は、大企業の場合も対象となります。

※2 未払賃金の立替払制度とは、企業が倒産したため、賃金が支払われないまま退職した労働者の方に対して、その未払賃金（退職手当を含みます。）のうち一定範囲（8割相当額）を国が事業主に代わって立替払をする制度です。

立替払ですので、立て替えた賃金については、後日、国が事業主の方に求償させていただきます。

立替払を受けるには、次の①から③の手順を踏んで下さい。

※ 今回の台風被害により、申請に必要な資料がない場合は、最寄りの労働基準監督署にご相談下さい。

1 倒産状態の認定申請について

まず、企業が倒産状態にあることについて、労働基準監督署長の認定を受けていただくことになります。企業が倒産状態にあることがわかる資料とともに、最寄りの労働基準監督署に申請を行って下さい。勤務されていた方が、何人かいる場合には、どなたかお一人が申請して頂ければ結構です。

2 未払賃金額等の確認申請について

次に、一人ひとりの方の未払賃金額について確認することになります。賃金額がわかる資料とともに、最寄りの労働基準監督署に申請を行って下さい。

3 立替払金の請求

必要な審査をした上で、立替払制度の対象となる場合、所要の書類をお渡します。これに振込みを希望する銀行口座等必要な事項を記入し、支払を行う独立行政法人労働者健康福祉機構あて提出してください。

制度の詳しい内容や①～③の手続については和歌山労働局又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

